

商工まつり 開催中止のお知らせ

商工まつり

開催中止のお知らせ

毎年、八月開催の「商工まつり」は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から小須戸まつりが中止になったことに伴い、小須戸燈籠押し合いまつりの前夜祭の位置付けにある商工まつりも併せて中止とさせていただきます。ご理解とご協力のほどよろしく願います。

令和二年夏場所の実施について

商業活性化委員会では、商店街活性化対策として、七月一日(水)から八月三十一日(月)まで「すずこい」すずこ令和二年夏場所」と称した売出を開催します。(参加は四十九店舗)今回は売出し事業開催に併せて小須戸独自の「プレミアム付商品券」も販売します。
商品券を購入して、ぜひ小須戸で

第241号
小須戸
商工会

7月
の花
あさがお



無料法律相談のご案内

お買い物をお楽しみください。なお、秋場所として十月にも売出しとプレミアム付商品券の販売も予定しています。

新潟県商工会連合会では、毎月無料法律相談会を開催しています。通常は面談型の相談にて対応しておりますが、現在は新型コロナウイルス感染症対策として、当面の間、電話にて相談を受け付けます。

【相談例】

- ・ 利息の過払い請求、従業員との労働契約に関するトラブルなど
 - ・ 売掛金の回収、保証人に関するトラブルなど
 - ・ 後継者への事業承継、遺産相続に関するトラブルなど
 - ・ 商品販売に関するトラブル、交通事故の賠償など
- 【七月の相談日】
一日(水)、六日(月)、九日(木)、

十日(金)、十五日(水)、二十八日(火)、二十九日(水)、三十一日(金)

【相談時間】

いずれの日程も午前十時～正午まで、一回の相談に付き三十分程度とさせていただきます。なお、相談時の電話料金は相談者負担となります。

【相談会場・申込先】

新潟県商工会連合会・広域指導センター(☎〇二五・二八三・一三二)

【留意点】

今後の流行状況等によっては、相談日や会場を変更する可能性がありますので、ご利用の際は事前に新潟県商工会連合会・広域指導センターまでお問い合わせください。

レジ袋有料化が始まりました

令和二年七月一日より、全国一律でプラスチック製買い物袋(いわゆるレジ袋)の有料化がスタートしました。レジ袋削減やマイバッグ持参の呼びかけにご協力ください。

【内容】

①どのような事業者が対象か？

プラスチック製買い物袋を扱う小売業を営む全ての事業者が対象です。判断のポイントは大抵小売業を行うこと、事業であるかの二つです。「小売業」には主な業種が小売業でない(製造業やサービス業)場合も事業の一部として小売業を行っている場合は「小売業」とみなし、対象業種となります。

ただし、法令の対象外の業種であっても自主的取り組みとして有料化を実施することを国は推奨しています。

②提供するプラスチック製買い物袋(レジ袋)の価格や売上の用途は決められているのか？

価格や売上の用途は制度の趣旨・目的を踏まえ、事業者の任意で価格設定してください。(レジ袋一枚あたり一円以上になるように設定してください。一円未満は有料化には当たりません。)なお、レジ袋の価格は商品価格に含めることも可能です。(値札や店内に表示が必要。)

③すべてのプラスチック製買い物袋が有料化の対象となるのか？

有料化の対象となるのは、

- ・素材がプラスチック
- ・持ち手がある

・袋の中身が商品(景品や試供品でない)

・消費者が辞退できるもの(福袋のように商品の一部になっていないか、免税の袋など別の法律で決められたものではないか)

この四点のうち、一つでも当てはまれば有料化となります。

なお、プラスチックのフィルム(厚さが五十マイクロメートル以上の袋または、海洋生分解性プラスチックの配合率が一〇〇%または、バイオマス素材の配合率が二十五%以上であれば有料化の対象なりません。)

【その他】

経済産業省ホームページ「レジ袋有料化」で検索いただくと、店頭ポスターやPOPなどのツールにご利用できます。

マイナポイント事業について

昨年十月の消費税率引き上げと同時に導入された、国のキャッシュレス・ポイント還元事業が6月末をもって終了しましたが、今年の9月から「マイナポイント事業」が始まります。この事業は、マイナポイントの活用により、消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的とする事業です。この機会にマイナンバーカードの取得をご検討ください。

【概要】

マイナンバーカード所持者が、キャッシュレス決済サービスを利用すると、プレミアム率二十五%(最大五千円分)のポイント付与を受けられ、買い物等に利用できます。(利用期間は令和二年九月～令和三年三月末)

(例) 一万円のキャッシュレス決済利用で二千五百円分のポイント付与

【申込方法】

- ①マイナンバーカードの取得申請
- ②交付窓口等でマイナンバーカードを取得
- ③マイナポイントの予約(マイキードの設定)

④キャッシュレス決済サービスを一ツ選択(マイナポイントの申込み)

⑤選択したキャッシュレス決済サービスへのチャージまたはそれを利用した物品等の購入

⑥⑤の後、マイナポイントが付与

キャッシュレス決済統一QRコード「JPPQR」が始まります

既にキャッシュレス決済を導入済みの事業者と、今後導入を検討している事業者の皆様へ「総務省統一QR「JPPQR」」をご紹介します。

【概要】

JPPQRとは(一社)キャッシュレス推進協議会により策定された、国内の事業者ごとに異なる決済用QRコード(ペイペイやエアペイ、ラインペイなど)をひとつに統一化する取組です。一枚のQRコード(JPPQR)を店頭においておくだけで複数社の決済に対応できます。手続きの手間を減らすとともにレジ管理・決済の簡略化を実現、さらにはポイント連携による集客アップも期待できます。なお、利用には年会費や初期費

用は不要ですが、別途決済手数料・入金手数料が発生します。

【詳細・申込方法】

(一社)キャッシュレス推進協議会ウェブサイトをご覧ください。

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

JPPQR普及事業コールセンター窓口

☎〇二二〇二〇六一〇〇

【その他】

先にご紹介したマイナポイント事業においても、消費者がマイナポイントを利用するにはキャッシュレス決済の利用が必須となっています。

前回のキャッシュレス・ポイント還元事業の利用状況から、今回のマイナポイント事業も多くの消費者が登録・活用することが予想されるため、この機会にキャッシュレス決済の導入をご検討ください。

小規模事業者持続化補助金

三次募集締切のお知らせ

- 【一般型】 九月十八日(金)
 - 【□□ナ型】 七月二十二日(水)
- ご希望の方は、お早めに商工会までご相談ください。